

個人向け外貨普通預金商品説明 (2023年8月1日現在適用中)

項目		内容										
1	商品名	○個人向け外貨普通預金										
2	期間	○期間の定めはありません。										
3	ご利用いただける方	○個人のお客さま (日本国内に居住する成年の方に限ります。また、お手続きはご本人さまに限らせていただきます。)										
4	取扱通貨	○米ドル ○豪ドル										
5	発行形態	○ステートメント方式(通帳、証書は発行いたしません。)										
6	届出印鑑	○共通印鑑としてお届けの印鑑をもって届出印鑑とさせていただきます。										
7	お取引方法	○お取引は、店頭、インターネットバンキングでお申し込みいただけます。 ただし、以下の場合はお取引できませんのでご注意ください。 【インターネットバンキング】 1回の取引金額が5万通貨単位以上のお取引。 ○インターネットバンキングでのお取引は、既に外貨普通預金口座をお持ちの方がご利用いただけます。口座開設は店頭もしくは郵送をご利用ください。										
8	取引日・時間	<p>【店頭】 ○日本の銀行営業日で、10:30 から 14:30 までのお取引となります。</p> <p>【インターネットバンキング】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td align="center" rowspan="3">銀行営業日</td> <td align="center">0:00～10:30 前まで</td> <td align="center">当日の予約扱い</td> </tr> <tr> <td align="center">10:30～15:00 前まで</td> <td align="center">当日扱い</td> </tr> <tr> <td align="center">15:00～24:00 前まで</td> <td align="center">翌営業日扱い</td> </tr> <tr> <td align="center">銀行休業日</td> <td align="center">終日</td> <td align="center">翌営業日扱い</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外国為替市場、利率決定等の都合上、取引時間がさらに制限されることがあります。 ※外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、お取引に応じられないことがあります。</p>	銀行営業日	0:00～10:30 前まで	当日の予約扱い	10:30～15:00 前まで	当日扱い	15:00～24:00 前まで	翌営業日扱い	銀行休業日	終日	翌営業日扱い
銀行営業日	0:00～10:30 前まで	当日の予約扱い										
	10:30～15:00 前まで	当日扱い										
	15:00～24:00 前まで	翌営業日扱い										
銀行休業日	終日	翌営業日扱い										

項目	内容
<p>9 預入方法</p> <p>(1)最低預入金額</p> <p>(2)預入単位</p> <p>(3)預入方法</p>	<p>○1 補助通貨 米ドルの場合、1米セント 豪ドルの場合、1豪セント</p> <p>○1 補助通貨単位 米ドルの場合、1米セント単位 豪ドルの場合、1豪セント単位</p> <p>○随時、下記の方法によりお預け入れいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行にあるお客さまご本人名義の円普通預金口座からの通貨交換を伴う振替またはお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨定期預金からの振替 ・当行が取扱う金融商品仲介業務の同一通貨建て商品の満期金等の受取等のため、当行にある取扱会社名義口座からの振替 ・他金融機関の日本国内の本支店にある、以下の口座から当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座への送金 <ul style="list-style-type: none"> * 日本に居住する個人のお客さまご本人名義口座 * 日本国内に営業所等がある保険会社または証券会社名義口座 <p>※外貨送金についての詳細は、項目 20「外貨送金にかかるご留意事項」をご確認ください。</p>
<p>10 解約・払戻し</p>	<p>○随時、下記の方法により払戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまご本人名義の当行円普通預金口座への通貨交換を伴う振替 ・お客さまご本人名義の当行同一通貨建て商品申込等のための振替 ・当行が取扱う金融商品仲介業務の同一通貨建て商品申込等のため、当行にある取扱会社名義口座への振替 ・当行にあるお客さまご本人名義の個人向け外貨普通預金口座から他金融機関の日本国内の本支店にある、以下の口座への同一通貨の送金 <ul style="list-style-type: none"> * 日本に居住する個人のお客さまご本人名義口座 * 日本国内に営業所等がある保険会社または証券会社名義口座 <p>※外貨送金についての詳細は、項目 20「外貨送金にかかるご留意事項」をご確認ください。</p>
<p>11 利息</p> <p>(1)適用利率</p> <p>(2)利払方法</p> <p>(3)計算方法</p>	<p>○当行所定の利率(変動金利。マーケット環境等により随時見直しを行います。) ※適用利率は、店頭またはあおぞらホームコールまでお問い合わせください。</p> <p>○毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に利息決算を行い、その翌日に預金残高に組入れます。(口座解約の場合は、解約日に支払います。)</p> <p>○毎日の最終残高について付利単位を 1 補助通貨単位とした 1 年を 365 日とする日割計算。</p>

項目	内容				
12 税金	<p>○利息は、利子所得の20%(国税15%、地方税5%)が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息に対しては、復興特別所得税が付加され、その利息計算期間の開始日にかかわらず、その利息計算期間の全期間にわたり、利子所得の20.315%(国税15.315%(*)、地方税5%)が源泉徴収されます。(2012年12月31日以前よりお預けいただいている預金の利息についても、一律に復興特別所得税の対象となります。)</p> <p>(*)復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$</p> <p>○マル優の適用は受けられません。</p> <p>○為替差益は、「雑所得」として総合課税の対象となり、一定の場合を除き、確定申告が必要です。為替差損は、他の黒字の「雑所得」から控除することができます。他の所得区分との損益通算はできません。</p>				
13 手数料、適用外国為替相場	<p>○円を外貨に交換する際(お預け入れ時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTSレートを適用します。</p> <p>○外貨を円に交換する際(お引き出し時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。</p> <p>○TTS、TTB各レートに含まれる為替手数料は以下のとおりです。</p> <p>【1通貨単位あたりの為替手数料(往復)】</p> <table border="1" data-bbox="485 853 1094 931"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1米ドルあたり2円</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>1豪ドルあたり4円</td> </tr> </table> <p>○当行では次の各場合に応じ、それぞれ当該各場合に定める為替レートのTTSレートまたはTTBレートを適用します。</p> <p>【1回の取引金額が10万通貨単位未満の場合】</p> <p>公表レート(取引日の当行所定の時間に当行所定の方法により公表します。)</p> <p>※市場実勢レートが公表レートから1円以上乖離した場合、公表レートにかかわらず、当行が合理的に決定・変更した為替レートのTTSレートまたはTTBレートを適用します。</p> <p>※個人向け外貨普通預金口座の解約を伴う円普通預金への振替については、元金額が10万通貨単位未満で解約利息を含むと10万通貨単位以上になった場合でも、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。</p> <p>【1回の取引金額が10万通貨単位以上の場合】</p> <p>市場実勢レート</p> <p>※外国為替相場の急激な変動等により適用為替レートを変更する場合、一時的にお取引に応じられないことがあります。</p>	米ドル	1米ドルあたり2円	豪ドル	1豪ドルあたり4円
米ドル	1米ドルあたり2円				
豪ドル	1豪ドルあたり4円				
14 為替変動リスク(元本割れリスク)	<p>○外国為替相場の動向等によっては、為替差損が生じ、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、大きく元本割れとなることがあります。また、仮に外国為替相場に全く変動がない場合でも、往復の上記為替手数料がお客さまのご負担となるため、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、元本割れが生じることがあります。</p> <p>※預入時の為替レートと解約・払戻し時の為替レートが同水準であったとしても、TTSレートに含まれる手数料とTTBレートに含まれる手数料の合計額相当の差があるため、TTSレートとTTBレートは同水準とならず、源泉税控除後の支払利息(預金残高または元金に組入れられる源泉税控除後の利息を含みます。)の金額いかんによっては、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、元本割れが生じることがあります。</p>				
15 信用リスク	<p>○万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、お客さまに損失が発生する可能性があります。</p>				

項目	内容
16 預金保険	○預金保険の対象ではありません。
17 付加できる特約事項	○該当ありません。
18 当行が契約している指定紛争解決機関(注)	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
19 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	○なし
20 外貨送金にかかるご留意事項	<p>【他金融機関から当行への外貨送金】</p> <p>○当行において手数料はかかりません。</p> <p>○他金融機関の日本国内の本支店にある、以下の口座から当行にあるお客さまご本人名義の同一通貨の個人向け外貨普通預金口座への送金に限らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に居住する個人のお客さまご本人名義口座 ・日本国内に営業所等がある保険会社または証券会社名義口座(受付時に当該資金がお客さまご本人の資金であること、同一通貨建て商品の満期金等の受取等のための送金であることを確認させていただきます。) <p>○外貨送金により到着した資金の入金は、同一通貨のご本人名義の個人向け外貨普通預金口座に限らせていただきます。(同一通貨の個人向け外貨普通預金口座をお持ちでないお客さまは、事前に口座開設のお手続きが必要です。)</p> <p>○個人向け外貨普通預金口座から個人向け外貨定期預金口座への振替には、当行所定のお手続きが必要です。</p> <p>【当行から他金融機関への外貨送金】</p> <p>○1件あたり6,000円の送金手数料がかかります。</p> <p>○別途、送金先(他金融機関)で、手数料がかかる場合があります。(手数料は金融機関により異なるため、具体的な金額は記載しておりません。)</p> <p>○当行にあるお客さまご本人名義の個人向け外貨普通預金口座から他金融機関の日本国内の本支店にある、以下の口座への同一通貨の送金に限らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に居住する個人のお客さまご本人名義口座 ・日本国内に営業所等がある保険会社または証券会社名義口座(受付時にお客さまご本人が当該保険会社または証券会社で運用されるための送金であることを確認させていただきます。) <p>○送金日(日本において銀行が営業を行い、かつ、ニューヨーク外国為替市場が開かれている日に限ります。ただし、豪ドルでの送金の場合は前記に加えシドニー外国為替市場が開かれている日に限ります。)の前営業日の日本時間14時までに、送金依頼書のご提出やご本人確認書類のご提示など当行所定のお手続きが必要です。</p> <p>○お手続きには、ご本人さまのご来店が必要です。(インターネットバンキングまたは郵送によるお手続きはできません。)</p>
21 その他	<p>○外貨現金およびトラベラーズ・チェックのお取扱いはしておりません。</p> <p>○お申し込み受付後の取引条件・内容について、変更または取消しはできません。</p> <p>○為替予約はできません。</p> <p>○法人のお客さま向けにご提供している外貨預金とは、商品性やサービス内容が異なりますのでご注意ください。</p>

(注)

金融ADR制度について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、金融ADR制度(*)の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

(*)金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。